

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当そに、日休が日るの
の翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の新設等(市町村振興課)

字の区域の変更(二件)(シ)

字の区域の変更等(シ)

土地改良法による換地処分(六件)(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第百八十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域(平成七年十二月一日現在の地番による。)

東 大字野方字仙津

大字野方字八ノ山田六〇七の四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに六一五と一体をなす国有地の一部

大字野方字九ノ山田のうち六一六の一の一部、六一六の四の一部、六一七の一の一部、六一八の一部、六一九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字野方字十ノ山田の全域

大字野方字仙津六四三の一の一部、六四三の二の一部、六四四から六四六まで

大字野方字山田西平七九三、七九四、七九五の一部、七九六、七九七の一部、七九八の一部、八〇一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字川上字荒神九九五、九九六の一、九九七、九九八と一体をなす国有地の一部

大字川上字北山九九九の一、九九九の二、九九九の四と一体をなす国有地の一部

西 大字野方字仙津

大字野方字三ノ山田四九九から五〇一まで、五〇二の一、五〇五の一から五〇五の五まで、五〇六から五一一まで及びこれらと一体をなす国有地

大字野方字一ノ山田五四二の一、五四三の一

大字野方字五ノ山田五四九の二、五五〇から五五二まで、五五三の一、五五四の二、五五五の一から五五五の五まで、五五六から五六二まで及びこれらと一体をなす国有地

大字野方字六ノ山田五六三の二、五六六の二、五六六の三、五六九の一の一部、五七〇の一部、五七一の一部、五七六の一部、五

<p>大字野方字仙津南</p> <p>大字野方字四ノ山田の全域</p> <p>大字野方字六ノ山田五六九の一の一部、五七〇の一部、五七一の一部、五七二の一、五七二の二、五七三から五七五まで、五七六の一部、五七九の一部、五八一の一部、五八三の一部、五八四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字野方字七ノ山田五八五、五八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字野方字八ノ山田五九二から五九六までの一部、五九七、五九八、五九九の一の一部、五九九の二、五九九の三、六〇〇の一、六〇〇の二、六〇一から六〇五まで、六〇六の一から六〇六の五まで、六〇七の一、六〇七の二から六〇七の五までの一部、六〇</p>	<p>七七、五七八、五七九の一部、五八〇、五八一の一部、五八二、五八三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字野方字七ノ山田五八六、五八七の一、五八七の二の一部、五八八、五八九の一から五八九の三まで、五九〇、五九一の一、五九一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字野方字八ノ山田五九二から五九六までの一部、五九九の一の一部、六〇七の二の一部、六〇七の三の一部、六〇七の五の一部、六〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字野方字九ノ山田六一六の一の一部、六一六の四の一部</p> <p>大字野方字仙津六四三の一の一部、六四三の二の一部、六四三の二八から六四三の三〇まで、六四三の三五、六四三の四二から六四三の四四まで、六四七</p> <p>大字野方字狼谷六四八の一六</p> <p>大字野方字山田西平八〇の一の一部</p> <p>大字藤津字細首の全域</p>
--	--

<p>区域を変更する 字の名称</p> <p>大字野方字仙津</p>	<p>七の六、六〇八の一、六〇八の二の一部、六〇九、六一〇、六一一の一、六一一の二、六一二から六一五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字野方字九ノ山田六一七の一の一部、六一八の一部、六一九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字野方字山田西平のうち七九三、七九四、七九五の一部、七九六、七九七の一部、七九八の一部、八〇一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字川上字清水一〇一八と一体をなす国有地</p> <p>大字川上字道祖神一〇三の一から一〇三の三までの一部、一一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇九六から一一〇〇まで、一一〇二、一一〇三の一と一体をなす国有地</p> <p>大字久見字出羽ヶ成二七四の一の一部、二七五の八から二七五の一〇まで、二七六の二、二七九の七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字久見字東谷二八七の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二八七の五、二八七の六、二八九の一から二八九の三まで、二九〇と一体をなす国有地</p> <p>大字久見字才鳴二九一の一、二九一の四、二九二の一、二九二の二と一体をなす国有地</p> <p>大字久見字式拾坂三二九の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>同上の区域（平成七年十二月一日現在の地番による。）</p> <p>大字野方字仙津のうち六四三の一、六四三の二、六四三の二八から六四三の三〇まで、六四三の三五、六四三の四二から六四三の</p>	

称	廃止する字の名	大字野方字三ノ山田、大字野方字四ノ山田、大字野方字五ノ山田、大字野方字六ノ山田、大字野方字七ノ山田、大字野方字八ノ山
大字野方字一ノ山田	四四まで、六四四から六四七まで以外の区域	
大字野方字狼谷	大字野方字一ノ山田のうち五四二の一、五四三の一以外の区域	
大字川上字荒神	大字野方字狼谷のうち六四八の一六以外の区域	
大字川上字北山	大字川上字荒神のうち九九五、九九六の一、九九七、九九八と一体をなす国有地の一部以外の区域	
大字川上字清水	大字川上字北山のうち九九九の一、九九九の二、九九九の四と一体をなす国有地以外の区域	
大字川上字道祖神	大字川上字清水のうち一〇一八と一体をなす国有地以外の区域	
大字久見字出羽ケ成	大字川上字道祖神のうち一〇三の一から一〇三の三までの一部、一一一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇九六から一一〇〇まで、一一〇二、一一〇三の一と一体をなす国有地以外の区域	
大字久見字東谷	大字久見字出羽ケ成のうち二七四の一の一部、二七五の八から二七五の一〇まで、二七六の二、二七九の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	
大字久見字才鳴坂	大字久見字東谷のうち二八七の四及びこれと一体をなす国有地並びに二八七の五、二八七の六、二八九の一から二八九の三まで、二九〇と一体をなす国有地以外の区域	
大字久見字式拾坂	大字久見字才鳴のうち二九一の一、二九一の四、二九二の一、二九二の二と一体をなす国有地以外の区域	
	大字久見字式拾坂のうち三三九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域	

田、大字野方字九ノ山田、大字野方字十ノ山田、大字野方字山田西平、大字藤津字細首

鳥取県告示第百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三栗地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成七年九月一日現在の地番による。）
門谷字枋谷平ラ	門谷字枋谷平ラのうち二二六の一部、二六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
門谷字前田	門谷字前田二六一の一の一部、二六七の一部、二六八の一部
門谷字枋谷平ラ	門谷字枋谷平ラ二二六の一部、二六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
門谷字前田	門谷字前田のうち二六一の一の一部、二六七の一部、二六八の一部以外の区域
門谷字寺平ラ	門谷字寺平ラ三〇一の一部及び二七七、三〇一と一体をなす国有地の一部

門谷字寺平ラ	門谷字寺平ラのうち二九九の一部、三〇〇の二の一部、三〇〇の二の一部、三〇〇の二及び二七七、三〇〇の二、三〇一と一体をなす国有地以外の区域 門谷字神田三〇三の三、三〇五の二の一部
門谷字神田	門谷字神田のうち三〇三の三、三〇五の二から三〇五の三まで三〇六の一、三〇六の二、三〇七の一、三〇七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
門谷字中道下タ	門谷字神田三〇五の二の一部、三〇六の一、三〇六の二の一部三〇七の一、三〇七の二及びこれらと一体をなす国有地 門谷字中道下タのうち三一四の二の一部、三一五の二の一部、三一五の三の一部、三一六の一部、三一七の二の一部、三一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 門谷字宮ノ前一四二の二と一体をなす国有地の一部
門谷字廻り田	門谷字中道下タ三一九の二の一部及びこれと一体をなす国有地 門谷字廻り田のうち三二〇の二の一部、三二一の二の一部、三二二の二、三二三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 門谷字宮ノ上エ三三六の二の一部及びこれと一体をなす国有地
門谷字宮ノ上エ	門谷字神田三〇五の二の一部、三〇五の三の一部、三〇六の二の一部及び三〇五の二と一体をなす国有地の一部 門谷字中道下タ三一四の二の一部、三一五の二の一部、三一五の三の一部、三一六の一部、三一七の二の一部、三一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 門谷字廻り田三二〇の二の一部、三二一の二の一部、三二三及びこれらと一体をなす国有地 門谷字宮ノ上エのうち三三六の二の一部、三三七の二の一部、三四〇の二の一部、三四〇の四の一部及び三三六と一体をなす国有地の
門谷字細塔	一部以外の区域 門谷字切明平四三三の二の一部及びこれと一体をなす国有地 門谷字前田四四九内第一の一部及びこれと一体をなす国有地 門谷字宮ノ前一四二の二と一体をなす国有地の一部
門谷字切明平	門谷字寺平ラ二九九の一部、三〇〇の二の一部、三〇〇の二の一部及び三〇〇の二と一体をなす国有地の一部 門谷字神田三〇五の二の一部、三〇五の二、三〇五の三の一部 門谷字宮ノ上エ三四〇の二の一部、三四〇の四の一部 門谷字細塔の全域
門谷字三ツ栗前田	門谷字宮ノ上エ三三七の二の一部 門谷字切明平のうち四三三の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 門谷字三ツ栗前田四四〇の二の一部及び四四九の二、四五〇の二と一体をなす国有地の一部
門谷字黒土田	門谷字廻り田三二八の五 門谷字切明平四三三の二の一部及びこれと一体をなす国有地 門谷字三ツ栗前田のうち四四九内第一の一部、四五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 門谷字黒土田四五七の三の一部及び四五六、四五七の二、四五七の三と一体をなす国有地の一部 門谷字石田五六四の二の一部
門谷字石田	門谷字黒土田のうち四五七の三の一部及び四五六、四五七の二、四五七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 門谷字石田のうち五六四の二の一部以外の区域
門谷字鉄穴洞	門谷字鉄穴洞のうち六九二、六九四、六九五及びこれらと一体を

門谷字洗町	<p>なす国有地並びに六九六、六九七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>門谷字鉄穴洞六九二の一部、六九四の一部、六九五及びこれらと一体をなす国有地並びに六九六、六九七と一体をなす国有地の一部</p>
門谷字大鉄穴	<p>門谷字鉄穴洞六九二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>門谷字洗町七一九の一部、七二二の一部、七三二の一部、七二四の一部、七三三の一部、七三四の二の一部、七三五の一部及び七二四と一体をなす国有地の一部</p> <p>門谷字大鉄穴七五八の一部</p> <p>門谷字峠ノ子七六一の一部</p>
門谷字峠ノ子	<p>門谷字鉄穴洞六九二の一部、六九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>門谷字峠ノ子のうち七五九、七六〇の二の一部、七六一の一部、七六二、七六三から七六五までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>門谷字小フケ七八八の二の一部及び七八八の一、七九〇の一と一体をなす国有地の一部</p>
門谷字小フケ	<p>門谷字小フケ七八五の二の一部、七八六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>門谷字大鉄穴七五一の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>門谷字峠ノ子七六〇の二の一部及び七六〇の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>門谷字小フケのうち七八五の二の一部、七八六の三の一部、七八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七八八の一、七九〇の一と一体をなす国有地の一部</p>
門谷字カケ	<p>門谷字カケのうち八三一、八三三の一部以外の区域</p> <p>門谷字奥田八四七の一部、八四八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>門谷字柴床八六九の一部、八七一の一部、八七二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>門谷字柴床ノ一 八七九の一部</p>
門谷字奥田	<p>門谷字奥田のうち八四七の一部、八四八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>門谷字カケ八三一、八三三の一部</p> <p>門谷字奥田八四七と一体をなす国有地の一部</p> <p>門谷字柴床のうち八六九の一部、八七一の一部、八七二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>門谷字柴床ノ一 八七七から八七九までの一部、八八〇の四の一部、八八〇の八の一部</p>
門谷字柴床	<p>門谷字柴床ノ二 八八四の一部</p> <p>門谷字柴床ノ一のうち八七七から八七九までの一部、八八〇の四の一部、八八〇の八の一部以外の区域</p> <p>門谷字柴床ノ二のうち八八四の一部以外の区域</p>
門谷字柴床ノ一	<p>門谷字柴床ノ二 八八四の一部</p> <p>門谷字柴床ノ一のうち八七七から八七九までの一部、八八〇の四の一部、八八〇の八の一部以外の区域</p> <p>門谷字柴床ノ二のうち八八四の一部以外の区域</p>
門谷字柴床ノ二	<p>門谷字柴床ノ二のうち八八四の一部以外の区域</p>

門谷字宮ノ前	門谷字宮ノ前のうち一一四二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
門谷字向田	門谷字向田のうち一一八四の一の一部及び一一八四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
門谷字上岩才	門谷字上岩才のうち一一八八の一の一部、一一八九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
門谷字向田一一八四の一の一部及び一一八四の一と一体をなす国有地の一部	
門谷字上岩才のうち一一八八の一の一部、一一八九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	

鳥取県告示第百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による南大山区第三工区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成七年九月五日現在の地番による。）
大字柿原字横路	大字柿原字横路のうち四八及び四八、四九と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字柿原字三谷瀧ノ下	大字柿原字横路四八及び四八、四九と一体をなす国有地の一部 大字柿原字三谷瀧ノ下のうち七四の一部以外の区域
大字柿原字猿坊	大字柿原字猿坊のうち八二、九七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字柿原字土橋	大字柿原字猿坊九七の一部及びこれと一体をなす国有地 大字柿原字土橋の全域
大字柿原字下貝	大字柿原字三谷瀧ノ下七四の一部 大字柿原字猿坊八二及びこれと一体をなす国有地の一部 大字柿原字ナツフ一八五七の一部、一八五八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字柿原字下屋敷	大字柿原字此奥一九一九及びこれと一体をなす国有地 大字柿原字ホラ谷一九三二の二の一部 大字柿原字三谷一九五四の三、一九六一の二の一部 大字柿原字下屋敷のうち三八四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字柿原字地主	大字柿原字地主のうち四六九の一の一部、四六九の二の一部及び四八六と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字柿原字堀田	大字柿原字下屋敷三八四の一と一体をなす国有地の一部 大字柿原字地主四六九の一の一部、四六九の二の一部及び四八六と一体をなす国有地の一部
大字柿原字井手	大字柿原字堀田のうち五一三から五一五まで、五一九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字柿原字クナ	大字柿原字井手谷のうち五二四の一部、五二五の一部以外の区域 大字柿原字クナ谷のうち五八五の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

下	大字柿原字大林一三〇二の一部 大字柿原字堂ノ下のうち一三〇九の一部、一三〇九の二の一部、一三一の一、一三二の二の一部、一三二の二、一三三の一部、一三五の一部、一三四の一部、一三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
畑	大字柿原字上屋敷七七三の四の一部、七七四の一部 大字柿原字堂ノ下一三三四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字柿原字大山畑の全域
谷	大字柿原字大林一二八八の一部、一二八九の一部、一二九〇の一部、一二九一の一部、一二九二及びこれらと一体をなす国有地 大字柿原字堂ノ下一三二五の一部 大字柿原字黒ミ、谷の全域 大字柿原字黒美日名平一四二六の一部
大名平	大字柿原字黒美日名平のうち一四二六の一部以外の区域
フ	大字柿原字ナツフのうち一八五七の一部、一八五八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字柿原字此奥	大字柿原字此奥のうち一九一九及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字柿原字ホラ	大字柿原字ホラ谷のうち一九三二の二の一部以外の区域
谷	大字柿原字三谷のうち一九五四の三、一九六一の二の一部以外の区域
大字柿原字鷹ノ子	大字柿原字鷹ノ子の全域 大字吉原字上久那谷一四八八の一の一部、一四九三の一部、一四九四及びこれらと一体をなす国有地並びに一四八八の一、一四八

大字吉原字上久那谷	八の二、一四九二と一体をなす国有地の一部 大字吉原字中久那谷一四九五の一部、一四九六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字柿原字クナ谷五八五の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字柿原字クナ谷奥六一一の五の一部及びこれと一体をなす国有地
大字吉原字上久那谷のうち一四八八の一の一部、一四九三の一部、一四九四及びこれらと一体をなす国有地並びに一四八八の一、一四八八の二、一四九二と一体をなす国有地以外の区域	
大字吉原字中久那谷のうち一四九五の一部、一四九六の一部、一五一八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	

鳥取県告示第百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による小田川地区第五工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字院内字屋敷	で、一三〇の一、一三一の一、一三一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字院内字屋敷二二七の一と一体をなす国有地の一部
大字院内字前田	大字院内字屋敷のうち二二七の一、二五七の一、二五七の二及び二八一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字院内字屋敷二五七の一、二五七の二及び二八一と一体をなす国有地の一部
大字院内字山崎	大字院内字山崎四二〇の一、四二〇の四、四二〇の五、四二二の一、四二五の二及びこれらと一体をなす国有地
大字院内字小瀬	大字院内字山崎のうち四二〇の一、四二〇の四、四二〇の五、四二二の一、四二五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字院内字小瀬谷山のうち五一〇の三以外の区域
大字院内字広庭	大字院内字広庭平のうち五一四の二以外の区域
大字荒金字水谷	大字院内字山ノ神三六の一部、三七の一部、三八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字荒金字水谷口のうち七七の一部、七七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字荒金字坂根	びに一四〇の二と一体をなす国有地の一部 大字荒金字水谷口七七の一部、七七の一及びこれらと一体をなす国有地
大字荒金字横入	大字荒金字坂根七八の一から七八の三までの一部、七九の一部、八〇の一部、八七の二、八八の二、九二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字荒金字横入九三から九六まで、一一四の四の一部、一一七から一一九までの一部、一二〇、一二〇の一、一二二及びこれらと一体をなす国有地 大字荒金字沖基二二三、二二三、二二三の一の一部、二二四の一、二二四の二、二二四の三の一部、二二五の一の一部、二二六の一部、一三六の一部、一三六の二の一部、一三七の一から一三七の三まで、一三七の四の一部、一三七の五の一部、一三八、一三九の一の一部、一三九の二、一三九の三、一四〇の二から一四〇の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字荒金字沖基	大字荒金字下岡田一四八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一四八と一体をなす国有地の一部 大字荒金字向岡田一七七の一の一部、一七八及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七七の一と一体をなす国有地の一部 大字荒金字横入のうち九三から九六まで、一一四の三、一一四の四、一一五、一一六の一、一一六の二、一一七から一二〇まで、一二〇の一、一二一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字荒金字横入二二四の三、二二四の四の一部、二二五、二二六の一、二二六の二、二二七から二二九までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字荒金字沖基二二三の一の一部、二二四の三の一部、二二五の

<p>田 大字荒金字下岡</p>	<p>一の一部、一二五の二、一二六の一部、一二七から一三二まで、一三三の二の一部、一三三の二、一三三の二の一部、一三三の二、一三三の三、一三四の四から一三四の四まで、一三五の四から一三五の三まで、一三六の二の一部、一三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字荒金字向岡田一七九の一部、一七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七七の二、一七七の二及び一七九から一八一までと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字井手口基一九七の二の一部、一九八の二の一部、一九八の二の一部、一九九の二の一部、一九九の五の一部、二〇〇の二、二〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九七の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字深田二〇一から二〇四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字才ノ木二二二の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二二二の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字坂根八七の二の一部、八八の二の一部、八八の三の一部、八八の四、八九の二の一部、八九の二、八九の三の一部、八九の四、九〇の二の一部、九二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字沖基一三七の四の一部、一三七の五の一部、一三九の二の一部、一四〇の二、一四〇の二から一四〇の四までの一部、一四一の二、一四一の二の一部、一四一の三から一四一の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一三七の三及び一三七の四と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字下岡田のうち一四五の一部、一四七から一四九までの</p>
<p>口 大字荒金字矢谷</p>	<p>一部、八〇の二の一部、八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字荒金字下岡田八〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一四九、八〇の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字矢谷口の全域</p> <p>大字荒金字向岡田一七四、一七四の二、一七五の二の一部、一七六の二の一部、一七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字荒金字矢谷八〇の二</p>
<p>田 大字荒金字向岡</p>	<p>大字荒金字下岡田一四五の一部、一四七から一四九までの一部、八〇の二の一部、八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字向岡田のうち一七四、一七四の二、一七五の二の一部、一七六の二の一部、一七六の二の一部、一七七の二の一部、一七八、一七九の二の一部、一七九の二の一部、一八一の一部、一八五の二の一部、一八六から一八八まで、一八九の二の一部、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七七の二、一七七の二及び一七九から一八一までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>口 大字荒金字井手</p>	<p>大字荒金字沖基一三三の二の一部、一三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三三の二及び一三三の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字向岡田一八一の一部、一八五の二の一部、一八六から一八八まで、一八九の二の一部、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字井手口基のうち一九二の一部、一九二の二の一部、一九七の二の一部、一九八の二の一部、一九八の二の一部、一九九</p>

大字荒金字深田	<p>のの一部、一九九の五の一部、二〇〇の一、二〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字荒金字深田二〇三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字オノ木二二二の二の一部、二二二の一から二二二の三までの一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二の二及び二二三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字前田三七六の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字深田のうち二〇一から二〇四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字荒金字オノ木	<p>大字荒金字オノ木のうち二二二の二の一部、二二二の一から二二二の三までの一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二の二、二二二の一、二二三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字荒金字前田三七六の二及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字荒金字前田のうち三六八の一部、三六九の一部、三七〇の三、三七五の四、三七六の二、三七六の三、三七七及びこれらと一体をなす国有地並びに三七六と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字荒金字向田三七八の一、三八〇の一、三八三及び三八四と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字中新宮四一六、四一七及びこれらと一体をなす国有地並びに四一八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字井手口基一九二の一部、一九二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字荒金字前田三六八の一部、三六九の一部、三七〇の三、三七五の四、三七六の三、三七七及びこれらと一体をなす国有地並び</p>
大字荒金字向田	<p>に三七六と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字向田のうち三七八の一、三八〇の一、三八三及び三八四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字荒金字中新宮のうち四一六、四一七及びこれらと一体をなす国有地並びに四一八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字荒金字中後井手のうち四九五の一部以外の区域</p> <p>大字荒金字上ノ山口五四八、五四八の一及び五七二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字後井手</p> <p>大字荒金字上ノ山口五四八、五四八の一及び五七二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字上ノ山口五六三の一部、五六八の一部、五七三の二の一部、五七四の一、五七四の三、五七五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに五四八、五四八の一及び五七二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字荒金字上ノ山口五六三の一部、五六八の一部、五七三の一部、五七四の一、五七四の三、五七五の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字荒金字横道の全域</p> <p>大字荒金字炭山六五二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六五二、六五五、六五五の二及び六五五の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字太夫田六五六の三の一部、六五六の五、六五七の一部、六五八の一の一部、六五九の一部、六六〇の一の一部、六六〇の二の一部、六六二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五六の三、六五八の一及び六五九と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字荒金字茶緑六六九の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字荒金字炭山のうち六五二の一部、六五四の一部、六五四の一、</p>
大字荒金字炭山	

廃止する字の名称	大寺院内字広庭	大字荒金字太夫田	六五五の一部、六五五の二から六五五の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに六五二及び六五三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字荒金字炭山六五二の一部、六五四の一部、六五四の一、六五五の一部、六五五の二から六五五の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六五二及び六五三と一体をなす国有地の一部	大字荒金字茶緑	大字荒金字野ノ谷七七二の三から七七二の五まで 大字荒金字野ノ谷七七二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字荒金字茶緑六六八の二、六六九の一、六六九の二の一部、六七〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字荒金字野ノ谷	大字荒金字野ノ谷のうち八〇一の二以外の区域	大字荒金字矢谷	大字荒金字野ノ谷のうち七七二の三から七七二の五まで以外の区域
----------	---------	----------	---	---------	---	----------	-----------------------	---------	--------------------------------

鳥取県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、
 県営土地改良事業に係る小田川地区第五工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、
 県営土地改良事業に係る智頭地区第七工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、
 県営土地改良事業に係る山田谷地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、
県営土地改良事業に係る南大山地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項にお
いて準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、
県営土地改良事業に係る南大山地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項にお
いて準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法
第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る三栗地区の換地処
分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条
第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む）】